

令和3年度音更町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度音更町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	1,100	件
(2) 年間総給水量	524,000	m ³
(3) 一日平均給水量	1,436	m ³
(4) 主要な建設事業	施設更新事業	151,164 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	369,191	千円
第1項 営業収益	77,405	千円
第2項 営業外収益	291,786	千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	382,439	千円
第1項 営業費用	342,457	千円
第2項 営業外費用	39,932	千円
第3項 予備費	50	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 100,874千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,698千円及び当年度分損益勘定留保資金 87,176千円で補てんするものとする。)

収入

第1款	資本的収入	237,688	千円
第1項	企業債	111,300	千円
第2項	一般会計出資金	99,388	千円
第3項	工事補償金	27,000	千円

支出

第1款	資本的支出	338,562	千円
第1項	建設改良費	163,357	千円
第2項	固定資産取得費	217	千円
第3項	企業債償還金	174,938	千円
第4項	予備費	50	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	111,300千円	証書借入	4%以内 [ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率]	借入日の翌日から据置期間を含めて40年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,554 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は51,245千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、239千円と定める。